

## 新型コロナウイルス感染症対策における保健所の体制整備等を求める意見書

新型コロナウイルス感染拡大という事態を受けて、各地の保健所は、帰国者・接触者相談センターの運営のほか、PCR検査の実施、感染者の行動調査、接触者の確認、入院先の調整、健康観察、自粛要請など多岐の業務に取り組み、地域の感染防止対策を実施する上で、重要な役割を果たしています。

しかし、全国保健所長会がことし3月に行った緊急アンケートでは、24時間対応の帰国者・接触者相談センターの運営について、約66%が直営で行われ、そのうちの約63%は保健所のみで対応するなど、多くの保健所は過大な業務で疲弊しているのが現状です。

また、少ない人員体制で新型コロナウイルス感染症対策に追われているため、精神保健や難病等の相談のほか、食品衛生や環境衛生、医事・薬事等の監視活動など、保健所本来の業務に手が回らないという状況にあり、対策の最前線に立つ保健所の過重負担が深刻化しています。

よって、国におかれましては、全国保健所長会から提出された、新型コロナウイルス感染症対策に係る保健所行政施策及び予算に関する要望書の内容に鑑み、保健所の人員体制や機能の強化等を図るための対策を講ずるよう、強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年9月25日

北海道江別市議会

提出先  
内閣総理大臣  
厚生労働大臣